

# 令和9年度山祥奨学金 募集要項

米 沢 市  
公益財団法人公益推進協会

## 1. 山祥奨学金について

山祥奨学金は、米沢市在住の山口祥二様・靖様御夫妻からの寄付金を原資に令和4年に設立されました。令和8年度生募集から、米沢市が奨学生の募集、受付、選出等を行い、基金管理及び奨学金支払手続きは、公益財団法人公益推進協会(以下、「協会」という)が行っています。

次世代を担う人材の育成を図るため、向学心がありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、必要な学資金(奨学金)を大学・短期大学に在学中、最大4年間、月7万円(最大336万円)支給します。

## 2. 応募資格

米沢市に住所を有しながら、米沢市に所在する高等学校(※1)に在学する令和9年3月卒業見込の者で、令和9年4月に学校教育法による日本国内の全日制の大学もしくは、短期大学に、現役で進学を希望し、かつ下記(1)～(7)の全ての要件を満たす者。

(※1)米沢興譲館高等学校、米沢東高等学校、米沢鶴城高等学校、九里学園高等学校、米沢中央高等学校

|     |  |
|-----|--|
| (1) | 日本国籍を有する者  |
| (2) | 経済的理由により修学が困難な者  |
| (3) | 学業で優秀な成績を収めている者  |
| (4) | 品行方正で学業意欲が旺盛である者   |
| (5) | 将来、米沢市において地域に貢献したいという意志がある者  |
| (6) | 大学・短期大学在学中に、他財団・民間企業・団体等から給付型奨学金を受ける予定のない者<br>ただし、独立行政法人日本学生支援機構及び授業料免除等の大学内奨学金との併用は可能 |
| (7) | 学校長からの推薦を得た者   |

## 3. 募集期間及び応募方法

(1)募集期間:令和8年7月1日(水)～令和8年9月25日(金)必着

(高等学校内選考締切あり。締切については、在学する高等学校に御確認ください。)

(2)応募方法:下記①～⑥の書類を郵送もしくは、持参により提出してください。必ず、全ての書類を揃えて応募ください。応募関係書類(添付書類を含む)は返却しません。

なお、願書・指定様式は、市HPに掲載しております。

【応募にあたって提出が必要な書類】

①令和9年度山祥奨学金願書

②在学する学校長の推薦書(指定書式に記入・捺印)

③成績証明書

・高校1年次と2年次の成績が証明されているもの(3年次の成績表示は不要)

・令和8年7月1日以降に学校で申請を行い、発行を受けたもので、通信簿による提出は不可

④本人の属する同一世帯の住民票の写し(住民票謄本)

- ・申請日の3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号は省略すること(本籍地は、国籍確認のため記載のこと)

#### ⑤所得額証明書

- ・令和7年1月1日～令和7年12月31日間の収入内訳と所得内訳が記載されたもので、両親の証明書がそれぞれ必要。(無収入の場合等は非課税証明書を提出のこと)
- ・ひとり親家庭の場合は、本人と同一世帯の父または母のいずれかの証明書1通を提出

#### ⑥個人情報の取扱いに関する同意書(指定書式に署名・捺印)

### 4. 採用人数

5名(令和9年度)

### 5. 給与期間・給与額

大学もしくは、短期大学に在学中の最大4年間、年84万円(4年合計336万円)を支給します。

但し、医学部や薬学部等の4年制以外の学部であっても、支給期間は4年間が限度となります。また、短期大学の場合は、最短卒業年数が限度となります。(留年等による支給期間の延長は認めない。)

- (1)支給開始年度から毎年4月と9月に在学証明書の確認を行い、半期ごとに振り込みます。
- (2)退学や停学が判明した場合は、支給を終了します。また、退学・停学月以降の月数分が支給済の場合、該当部分の返納手続きが必要です。
- (3)休学中の支給は停止し、復学後に支給を再開します。
- (4)留学中の支給は停止し、復学後に支給を再開します。

### 6. 支給継続条件

次学年への進級が条件となり、以下の書類の提出が必要です。

- (1)毎年度4月20日までに在学証明書(4月発行・学年又は履修状況が分かるもの)及び近況報告書を提出する。※初年度は在学証明書のみ
- (2)毎年度9月20日までに在学証明書(9月発行)を提出する。
- (3)卒業時に卒業証明書及び在学中の体験・所感・研究成果等と今後の抱負についての作文(800字程度)を提出する。

### 7. 選考方法及び通知

提出された書類にもとづき、米沢市での選出を経て、協会にて奨学生候補を決定します。令和8年11月下旬を目処に申請者に対し、候補採否を文書で通知します。

なお、最終決定は大学への入学確認後(令和9年4月以降)となり、奨学金の交付には大学の在学証明書の提出が必要です。

### 8. 奨学金の支給

入学後、指定先口座に年2回(4月と10月)に分けて(42万円ずつ)振り込みます。但し、振込手数料を差し引いた額とします。(奨学金の支給は、協会が行います。)

願書等の郵送先・山祥奨学金に対する問い合わせ先

米沢市企画調整部 地域振興課 若者支援担当

〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号

TEL:0238-22-5111 (内線2807) Email:wakamono-t@city.yonezawa.lg.jp